

☆在宅高齢者実態調査

☆災害時の避難行動要支援者

支援希望調査

にご協力ください



ご協力
お願いします

市では、9月から在宅高齢者実態調査および災害時の避難行動要支援者支援希望調査を実施します。この調査は、民生委員を通じて行いますので、ご協力をお願いします。

◎在宅高齢者実態調査

地域介護課 ☎2144

調査内容

日常生活の自立度などの調査

対象

- ・70歳以上のひとり暮らしの方
- ・75歳以上の方のみの世帯

目的

高齢者の実態を把握することで市の施策や民生委員の支援活動に役立てます。

◎災害時の避難行動

要支援者支援希望調査

総務課 ☎2119

調査内容

災害時の避難などに支援の希望があるか、支援の必要があるかなども調査します。

対象

- ・在宅高齢者実態調査に伺う世帯
- ・在宅の障害者

目的

地震、台風、大雨などの災害時に、被害を受けやすいのは、自力で避難することが困難な高齢者や障害者（避難行動要支援者）です。なお、支援の申請や相談は総務課でも受け付けます。

避難行動要支援者とは

在宅の高齢者や障害者など、次のアから力までの要件に該当する方の中で、実際に災害時に自力で避難することが困難な方が対象です。

ア 65歳以上のひとり暮らしの方または75歳以上の方のみの世帯の方

イ 身体障害者手帳の等級が1級または2級の方（聴覚・視覚・音声言語機能障害は1級から6級までの方）

ウ 療育手帳の障害の程度がAまたはAの方

エ 精神保健福祉手帳の障害の程度が1級の方

オ 介護保険の要介護認定が3以上の方

カ アからオまでに準じる状態にある方のうち、支援が必要と判断される方

支援の取組

避難行動要支援者の方から同意を得て、名簿を作成し、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、消防団、警察などの避難支援関係機関に情報を提供し、災害時に安否確認や避難の付き添いなどを地域で支援する仕組みづくりに取り組んでいます。現在、1、241人がこの名簿に登録されています。

支援の方法は

支援を希望する方は、原則、自分で支援を依頼する方を隣近所の方にお願ひしてください。それが難しい方には、自治会など、地域で支援体制をとっていただくようご協力をお願いします。

その上で災害時の避難場所、避難方法などを決めておきます。避難が必要な災害が起きたときには、避難行動要支援者の安否確認や安全な場所への避難支援を行います。

ただし、災害時には支援に携わる方も自分自身や家族の身の安全を守ることが前提であり、支援を希望して

も必ずしもそれを保証するものではありません。

また、支援に携わる方が法的な責任や義務を負うものではありません。

制度が有効に機能するために

この制度は、災害が発生した時、または発生しそうな時に隣近所を中心とした地域の皆さんの協力で避難行動要支援者を支える制度です。

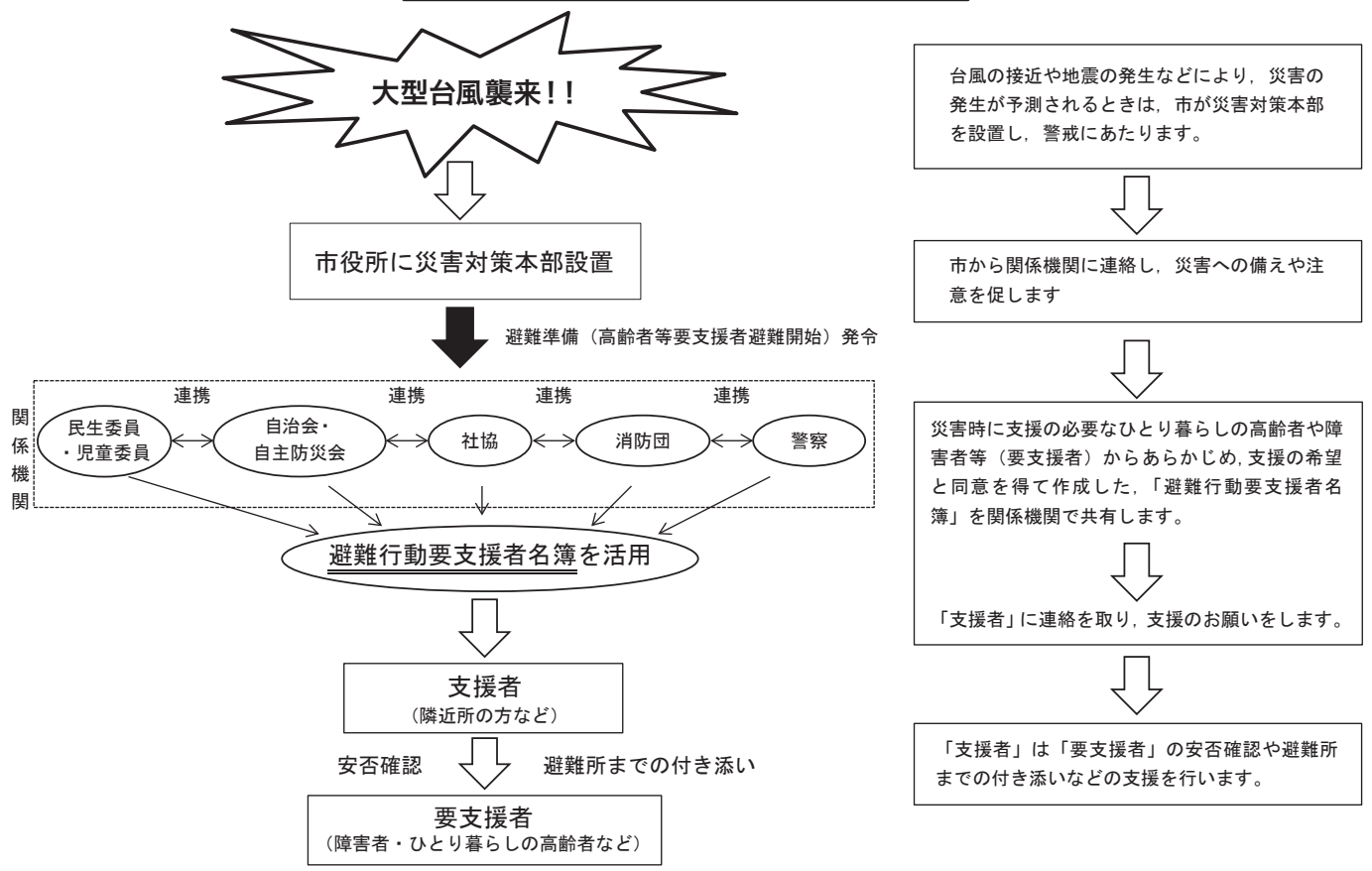
高齢化に加え、隣近所つながりが希薄になりつつある地域もあります。この制度への登録者は、支援を必要としている方です。自力で避難ができる方には、なるべく支援をする役割を担っていただくよう協力をお願いします。

民生委員・児童委員、自治会、自主防災会など関係機関の連携で制度の推進を！

民生委員・児童委員には、担当地区の対象者へ制度の説明や申請業務の代行、避難支援の個別の計画作成など名簿の作成に係わる役割を担っていただいています。また、自治会や自主防災組織には支援対象者の具体的な支援方法などの検討をお願いします。

この制度は、他に消防団や社会福祉協議会、警察を含め、関係機関が連携して推進していくことが重要です。制度の充実のため、引き続き皆さんのご協力をよろしくお願い致します。

避難行動要支援者支援制度のしくみ



土砂災害警戒区域等の指定に係る説明会

広島県土木建築局土砂法指定推進担当

☎082-513-3945

広島県西部建設事務所廿日市支所
事業調整・土砂法指定推進班

☎0829-321144

大竹市役所 土木課 ☎2164

総務課 ☎2119

広島県では、土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、「土砂災害警戒区域等」の指定を進めています。

この区域指定は、土砂災害から人命を守るために、土砂災害の発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や定行きの制限を行うものです。

とき 9月27日(水) 19時～

ところ 玖波小学校
対象 玖波小学校区

(当日の17時に市内に大雨などの警報が発令されている場合は、10月5日(木)に延期します。)

指定予定区域は、ホームページで確認できます。

(「土砂災害ポータルひろしま」で検索)

